

## 相模女子大学・相模女子大学短期大学部における公的研究費の使用に関する行動規範

公的研究費（注）の不正使用は、不正使用を行った研究者や事務職員と所属する研究機関にとって重大な問題であるばかりではなく、国民の税金を原資として成り立つ、科学技術・学術振興体制への信頼を大きく損なうものである。

このことを踏まえ、相模女子大学・相模女子大学短期大学部は、公的研究費を使用する学術研究を遂行する上での研究者及び事務職員の取り組みの方針を公的研究費の使用に関する行動規範として定める。

### （研究者及び事務職員の責務）

1. 研究者及び事務職員は、公的研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを充分認識し、本研究費を適正かつ計画的、効率的に使用、管理する。
2. 研究者は、研究費が公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則を自覚する。
3. 事務職員は、専門的能力をもって公的研究費の適正な執行を確保しつつ、研究活動の特性を理解し、研究者と連携して効率的な研究遂行と研究の発展を目指した事務を担う立場にあることを自覚する。
4. 研究者及び事務職員は、公的研究費の使用に当たり取引業者との関係において公正に行動する。

### （法令の遵守）

5. 研究者及び事務職員は、公的研究費の使用に当たり、関係する法令・通知及び本学が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守する。

### （不正の防止）

6. 研究者及び事務職員は、相互の理解と密接な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努める。

### （研修）

7. 研究者及び事務職員は、研究費の取扱いや研究倫理に関する研修会等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。

（注）ここでいう公的研究費とは、科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金／科学研究費補助金）をはじめとする各省庁又は各省庁所管の独立行政法人、地方公共団体等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。